

第5章 発令基準・防災体制編

第1編 洪水等(多摩川・三沢川の破堤・越水氾濫)

1 多摩川で警戒すべき区間・箇所(国土交通省管理)

(1) 警戒すべき区間

- ・ 多摩川右岸 稲城市域にかかる右岸全部

(2) 多摩川の特性

- ・ 支流に大栗川や浅川がある。
- ・ 上流域の小河内ダムで放水があると、下流域の水位が上昇する。

(3) 施設の整備状況等

① 全川にわたり、堤防が整備されている。

② 稲城市側の右岸には、次の水門等がある。

ア 大丸用水堰(右岸:稲城市大丸)・・・大丸用水土地改良区

イ 谷戸川排水樋管(右岸:稲城市押立)・・・稲城市管理課

ウ 矢野口排水樋管(右岸:稲城市矢野口)・・・稲城市管理課

③ 架橋

ア 武蔵野線多摩川橋・・・JR

イ 南武線多摩川橋・・・JR

ウ 是政橋・・・東京都北多摩南部建設事務所

エ 稲城大橋・・・東京都北多摩南部建設事務所

オ 多摩川原橋・・・東京都南多摩東部建設事務所

④ 公園等

ア 北緑地公園

イ 多摩川緑地公園

(4) 特に注意を要する区間

重要水防箇所 10ヶ所

※ 重要水防箇所は市内に12ヶ所あるが、その内2ヶ所は工作物であり、水防工法での対応ができないことから省略

重要水防箇所(令和6年度)		
No.	地先名	杆杭位置(km)
1	稲城市大丸	31.2+120m・31.2+10m
2	稲城市押立	29.8+100m・29.8+47m
3	稲城市押立	29.8+47m・29.8+40m
4	稲城市押立	29.8+40m・29.8+25m
5	稲城市押立	29.8+25m・29.6+147m
6	稲城市押立	29.6+147m・29.4+87m
7	稲城市押立	29.4+87m・29.4+37m
8	稲城市押立	29.4+38m・29.4+25m

重要水防箇所（令和6年度）		
No.	地先名	杣杭位置(km)
9	稲城市押立	28.2+70m・28.0+184m
10	稲城市矢野口	27.8+94m・27.8+25m

2 三沢川で警戒すべき区間・箇所（東京都管理）

(1) 警戒すべき区間

三沢川右岸・左岸 稲城市域にかかる右岸・左岸全部

(2) 三沢川の特性

- ① 上流に雨が降ると、下流域の水位が上昇する。
- ② 都市化により、降雨が道路に浸透しきれなくなり、雨水管や水路をとおり河川に大量に流れ込み水位が上昇する。

(3) 施設の整備状況等

- ① 坂浜の坂浜診療所付近まで堤防が整備されている。
- ② 左岸には、次の施設がある。
坂浜分水路（左岸：稲城市坂浜）・・・東京都管理

3 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、15 ページ「4 避難情報の発令地域について」、「(1) 避難情報の発令地域について（多摩川）」、及び 17 ページ「(2) 避難情報の発令地域について（三沢川）」に記載のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象庁大気海洋部、京浜河川事務所、東京都総合防災部等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令を適切に判断すること。
- (3) 「避難すべき区域」の特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

4 避難情報の発令地域について

(1) 避難情報の発令地域について（多摩川）

避難情報の発令地域については、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の第1項を根拠とし、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が作成し平成28年5月30日に指定した、多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基本とする（多摩川右岸破堤を想定）。

市は、破堤地点からの洪水拡大を考慮し、矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立全域に避難情報の発令を行う。

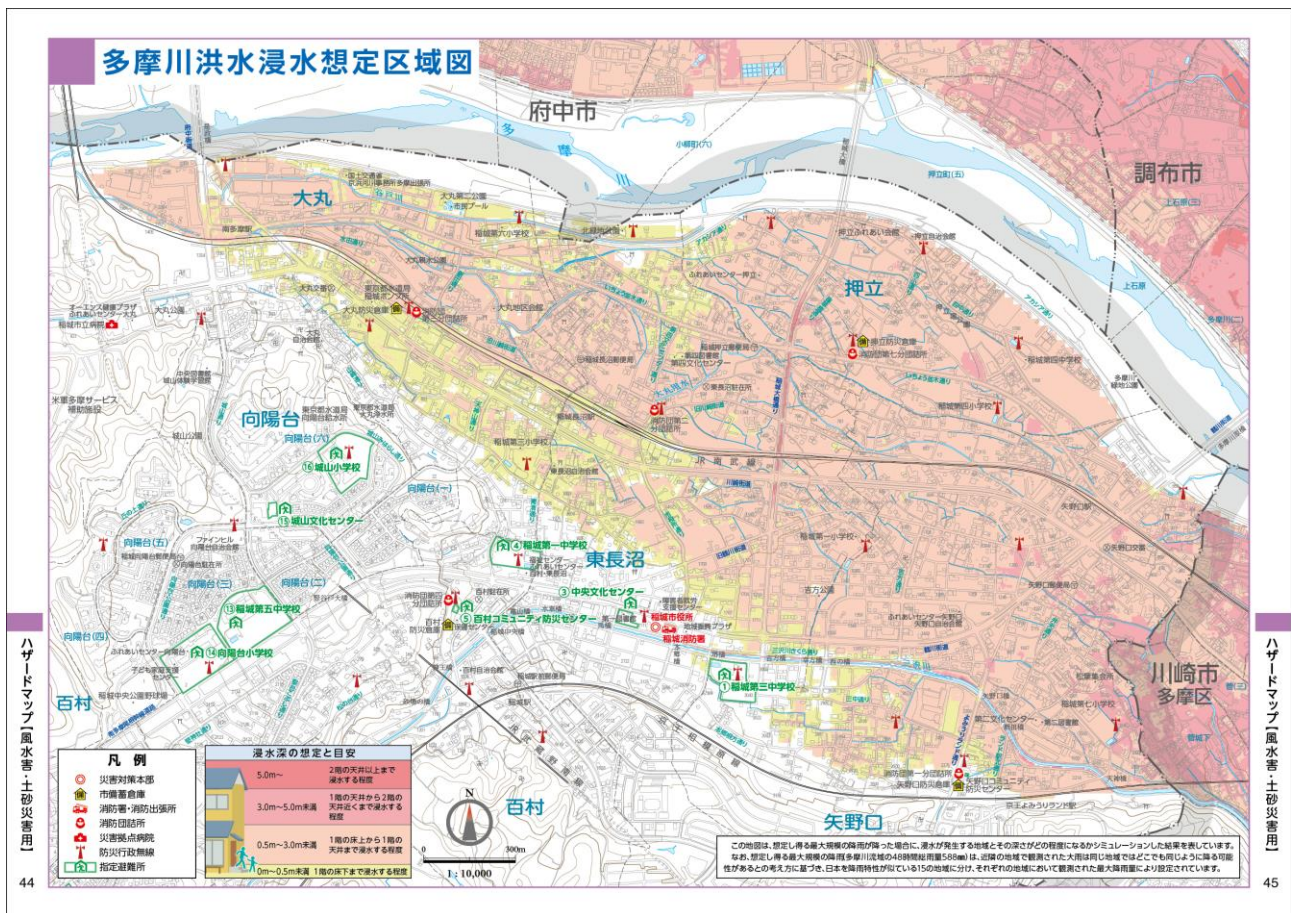


図1 多摩川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

※ 多摩川流域の48時間総雨量588mm

- ① 風水害・土砂災害時の指定避難所の指定については、次に掲げる 20 カ所の指定避難所とする。

地区	番号	名称	所在地
矢野口	1	稲城第三中学校	矢野口3043番地
	2	南山小学校	矢野口3635番地
東長沼	3	中央文化センター	東長沼2111番地
百村	4	稲城第一中学校	百村23番地
	5	百村コミュニティ防災センター	百村2017番地
坂浜	6	稲城第二小学校	坂浜590番地
	7	稲城第二中学校	坂浜五丁目1番地の1
	8	坂浜コミュニティ防災センター	坂浜974番地
平尾	9	複合施設ふれんど平尾	平尾一丁目9番地の1
	10	第三文化センター	平尾一丁目20番地の5
	11	平尾小学校	平尾三丁目1番地の3
向陽台	12	稲城第五中学校	向陽台三丁目1番地の1
	13	向陽台小学校	向陽台三丁目2番地
	14	城山文化センター	向陽台六丁目7番地
	15	城山小学校	向陽台六丁目17番地
長峰	16	稲城市総合体育館	長峰一丁目1番地
	17	長峰小学校	長峰二丁目8番地
	18	長峰コミュニティ防災センター	長峰二丁目31番地の1
若葉台	19	稲城第六中学校	若葉台三丁目11番地
	20	若葉台小学校	若葉台四丁目5番地

- ② 多摩川洪水浸水想定区域(想定最大規模)内の避難地域一覧については、別に定める。
- ③ 今後も大雨による降水量が見込まれ、多摩川水位が数時間後には石原水位観測所において高齢者等避難の設定基準に到達すると判断された場合、市は避難所開設に伴う準備を開始するとともに、「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令し、避難行動要支援者や要配慮者利用施設の管理者等に電話等で連絡することとする。これは、災害時要配慮者利用施設においては避難させるために必要な生活物資の運搬・確保、車での避難の検討に時間がかかることが予想されるためである。
- ④ 多摩川洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧については、別に定める。

(2) 避難情報の発令地域について（三沢川）

三沢川流域における浸水予想区域図は、大雨を平成12年9月に発生した東海豪雨（時間最大雨量114mm、総雨量589mm）としていたが、令和2年1

月 30 日に改定し、想定しうる最大規模の降雨を、時間最大雨量 152mm、総雨量 690mm に変更した。

この浸水予想区域図においては、三沢川は水防法に基づく水位周知河川、洪水予報河川として指定はされていないが、他の指定されている河川と同様に、浸水継続時間や氾濫流及び河岸浸食で家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲を示す図面を参考図としている。

避難情報の発令地域の指定は、三沢川の越水流域が明らかにされていないため、現場の内水氾濫情報や巡視の報告と合わせて避難情報（降水量が急激に増えることにより三沢川の水位が上昇し、時間的に余裕がない場合がほとんどであることから、「警戒レベル 3【高齢者等避難】」は発令しない場合がある。）を発令するものとする。

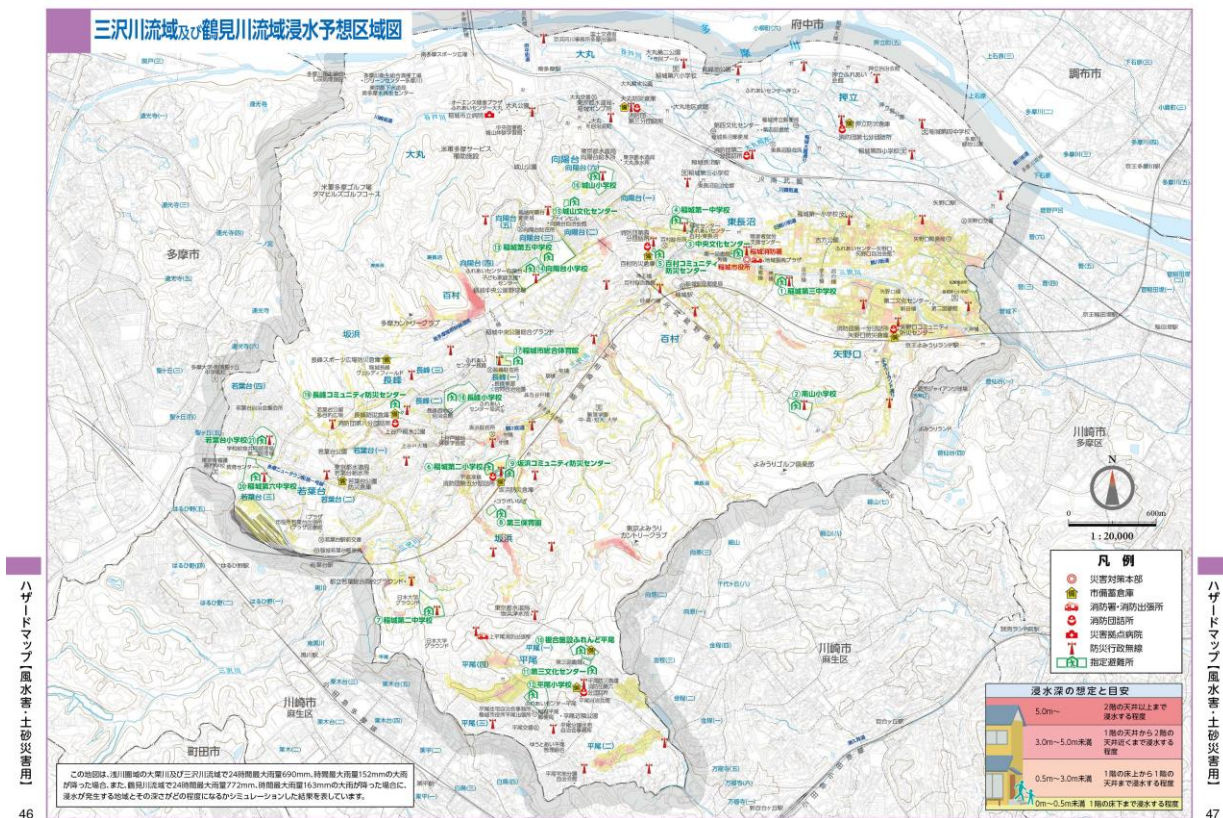


図 2 三沢川流域及び鶴見川流域浸水予想区域図

5 地域の情報収集方法

地域の状況の把握は、下記的手段によって把握対応を行う。

(1) 地域住民からの連絡

市は、市や消防、警察等に寄せられた地域住民からの地域の状況・地形・施設の異常等の情報を集約する。

(2) 巡視（パトロール）

市は、次の項目の場合、消防署や消防団、警察署と連携し、重要水防箇所等の巡視（パトロール）を実施する。

- ① 地域住民から、浸水等の情報を得たとき
- ② 降雨や水位の状況により、巡視の必要性があるとき
- (3) 防災関係機関との相互連絡

市は、他の防災関係機関との連絡を密にし、それぞれが巡視、監視等によって得た情報を相互連絡する体制を整える。

① 関係機関

ア 稲城市

- ▽ 防災課防災係 . . . 電話 377-7119 (内線 33・34)
- ▽ 経済課 電話 378-2111 (内線 673)
- ▽ 管理課 電話 378-2111 (内線 312)
- ▽ スポーツ推進課 . . . 電話 378-2111 (内線 642)
- ▽ 下水道課 電話 378-2111 (内線 363)
- ▽ 稲城市消防団 電話 377-7119 (内線 32・35)

- イ 多摩中央警察署警備課 電話 375-0110 (内線 4600)
- ウ 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課 . . . 電話 042-720-8641
- エ 京浜河川事務所多摩出張所 電話 377-7403
- オ 多摩市総務部防災安全課 電話 338-6802 (直通)
- カ 調布市総合防災安全課 電話 042-481-7348 (直通)
- キ 府中市総務管理部防災危機管理課 電話 042-335-4068 (直通)
- ク 東京都建設局河川部 電話 03-5320-5435

6 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準(具体的な考え方)は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象庁大気海洋部、京浜河川事務所ホットライン、東京都総合防災部等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

① 多摩川破堤・越水氾濫（国土交通省管理）

河川名・観測所	多摩川 石原水位観測所（調布市多摩川）
種 別	石原洪水予報区間
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、多摩川の石原水位観測所の水位が避難判断水位である4.30mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.90mに到達することが予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.90mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2 指定河川洪水予報の水位予測により、多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫開始相当水位^{*1}である7.71mに到達することが予測される場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 5 小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、または、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、多摩川の石原水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である7.71mに到達した場合 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）

※¹ 避難情報に関するガイドラインでは、河川の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「氾濫開始相当水位」と呼称することとした。

※ 参考：石原水位観測所の水位基準（令和6年度）

氾濫開始相当水位	7.60m	決壊や越水・溢水が発生する水位。
計画高水位	5.94m	堤防の設計・整備等の基準となる水位。
氾濫危険水位	4.90m	堤防が壊れて家屋浸水などの被害が発生する恐れが高まる水位。
避難判断水位	4.30m	市長の避難情報の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位。
氾濫注意水位	4.30m	災害が発生する危険性のある水位。水防団が出動する目安となる。
水防団待機水位	4.00m	水防団が河川状況に応じて直ぐに出動できるよう準備をするための指標となる水位。

② 三沢川破堤・越水氾濫（東京都管理）

河川名・観測所	三沢川 新田橋観測所（稲城市百村）
種別	—
【警戒レベル3】 高齢者等避難	降水量が急激に増えることにより三沢川の水位が上昇し、時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、警戒レベル3、高齢者等避難は発令しない場合がある。
【警戒レベル4】 避難指示	a～cのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4、避難指示を発令する。 a 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被害等）が確認された場合 b 職員又は消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 c 浸水の発生に関する情報が市民、自主防災組織より通報された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	a～cのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5、緊急安全確保を発令する。 （災害が切迫） a 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 b 堤防に異常な浸水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） c 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

※ 小河川等による浸水の場合は、床上浸水となるケースが多くない事、浸水が極めて短時間で発生する場合が多いことから、避難情報が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋、地下空間等関係者以外の者は、屋内での安全確保措置を基本として避難行動を検討することが重要である。

※ 参考：新田橋観測所の水位基準

計画高水位	5.71m	堤防の設計・整備等の基準となる水位。
氾濫発生水位	4.58m	堤防が壊れて家屋浸水などの被害が発生する恐れが高まる水位。
氾濫危険水位	3.21m	市長の避難情報の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位。
氾濫注意水位	1.83m	災害が発生する危険性のある水位。水防団が出動する目安となる。
水防団待機水位	—	水防団が河川状況に応じて直ぐに出動できるよう準備をするための指標となる水位。

※ 東京都の参考値を採用

(4) 情報の入手先

	情報入手先		電話
1	多摩川洪水予報 (1) 国土交通省京浜河川事務所災害情報普及支援室 (2) 国土交通省京浜河川事務所多摩出張所 (3) 東京都建設局河川部（東京都水防本部） (4) 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課		045-503-4054, 4018 042-377-7403 03-5320-5435 無線電話70972, 70983 平日042-375-7145 休日・夜間042-720-8671 無線電話83111
2	多摩川の水位関係 (1) 国土交通省京浜河川事務所防災情報課 (2) 国土交通省京浜河川事務所災害対策室 京浜河川事務所ホームページ 【 http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/ 】 国土交通省「川の防災情報」 【 http://www.river.go.jp/ 】		045-503-4018 045-503-4054
3	三沢川洪水予報 (1) 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課		平日042-375-7145 休日・夜間042-720-8671 無線電話83111
	東京都水防災総合情報システム 【 http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/ 】		
4	気象関係 (1) 気象庁東京管区气象台		
	優先順位	照会可能時間	連絡先 電話番号（非公開）
	1	24時間運用	気象庁大気海洋部 予報課予報現業 03-3434-9032 気象庁地震火山部 地震現業 地震火山部 火山現業 03-3434-9003 03-3434-9003
	2	官庁執務日 8:30-17:15	地域防災対応支援チーム (あなたの町の予報官) 多摩地区 042-497-7207
	気象庁ホームページ 【 http://www.jma.go.jp/jma/index.html 】		
5	小河内ダムの放流情報 (1) 小河内貯水池管理事務所		0428-86-2211 無線電話85801
6	防災全般 (1) 東京都総合防災部防災対策課		昼03-5388-2456/無線電話70227 夜03-5388-2459/無線電話70349

7 避難情報の伝達方法

(1) 避難情報の伝達内容（多摩川）

① <避難情報の伝達文の例・防災行政無線>

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
 - こちらは、稲城市です。
 - 多摩川が増水し氾濫するおそれがあるため、矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立地区全域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 - 多摩川洪水浸水想定区域にいるお年寄りの方、体の不自由な方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難を開始してください。
 - それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。
 - 特に川沿いにお住まいの方は、危険と感じたら自主的に避難してください。指定避難所等への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
 - また、多摩川洪水浸水想定区域内にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方など、自力での避難が困難な方は、現時点から警戒レベル4「避難指示」が発令されるまでの間、マイクロバスを運行して避難所へお連れします。①大丸地区会館、②第四文化センター、③第二文化センター、④押立ふれあい会館のいずれか近い場所に集合して下さい。そこから総合体育館など高台にある避難所にお連れします。同伴者は1名までの乗車とするようご協力をお願いします。なお、バスでの移動はピストン運行となりますので、出発までお待ちいただくことをご了承ください。
- 急激な気象状況の変化によりバスを運行できない場合があります。運行状況等のお問い合わせは稲城市役所（042-378-2111）までご連絡ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。
- こちらは、稲城市です。
- 多摩川が増水し氾濫するおそれが高まったため、矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立地区全域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 多摩川洪水浸水想定区域にいる方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- 指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。
- こちらは、稲城市です。
- 多摩川の水位が堤防を越え氾濫したため、矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立地区全域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高いところに移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

※ 具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。

② <避難情報の伝達文の例・稲城市メール配信サービス>

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました
本文	<ul style="list-style-type: none"> ■多摩川が増水し、はん濫するおそれがあるため、 月 日 時 分 矢野口、東長沼、大丸の一部及び押立地区全域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■多摩川洪水浸水想定区域にいるお年寄りの方、体の不自由な方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難を開始してください。 ■なお、徒歩での避難が原則ですが、車での避難も可能としています。第一中学校、第三中学校、中央文化センターは混雑することが予想されますので、車で避難される方は向陽台地区や長峰地区など、他の高台にある避難所に向かって下さい。 ■また、多摩川洪水浸水想定区域内にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方など、自力での避難が困難な方は、現時点から警戒レベル4「避難指示」が発令されるまでの間、マイクロバスを運行して避難所へお連れします。①大丸地区会館、②第四文化センター、③第二文化センター、④押立ふれあい会館のいずれか近い場所に集合して下さい。そこから総合体育館など高台にある避難所にお連れします。同伴者は1名までの乗車とするようご協力をお願いします。なお、バスでの移動はピストン運行となりますので、出発までお待ちいただくことをご了承ください。急激な気象状況の変化によりバスを運行できない場合があります。運行状況等のお問い合わせは稲城市役所（042-378-2111）までご連絡ください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました
本文	<ul style="list-style-type: none"> ■多摩川が増水し、はん濫するおそれが高まったため、 月 日 時 分 矢野口、東長沼、大丸の一部及び押立地区全域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■多摩川洪水浸水想定区域にいる方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■なお、徒歩での避難が原則ですが、車での避難も可能としています。第一中学校、第三中学校、中央文化センターは混雑することが予想されますので、車で避難される方は向陽台地区や長峰地区など、他の高台にある避難所に向かって下さい。 ■また、警戒レベル3の段階で実施していたマイクロバスによる避難は現時点をもって終了いたします。 ■指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近く建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動し、身の安全を確保してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました
本文	<p>■多摩川の水位が堤防を越え、はん濫したため、月 日 時 分 矢野口、東長沼、大丸の一部及び押立地区全域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近く建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動し、直ちに身の安全を確保してください。</p>

③ <避難情報の伝達文の例 緊急速報メール>

緊急速報メール送信できる文字数の上限（全角、半角の区別なし）	
N T T ド コ モ	表題15文字、本文500文字（改行は2文字と扱う）
K D D I (a u)	表題15文字、本文200文字（改行は1文字と扱う）
ソ フ ト バ ン ク	表題15文字、本文200文字（改行は2文字と扱う）
楽 天 モ バ イ ル	表題15文字、本文500文字（改行は1文字と扱う）

【伝達文の例】

表題	警戒レベル3 高齢者等避難を発令
本文	<p>多摩川氾濫のおそれあり、高齢者等は避難</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立地区全域</p> <p>行動要請：お年寄りや体の不自由な方やその支援者など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 それ以外の方も危険と感じたら自主的に避難してください。</p> <p>対象区域や指定避難所は、稲城市HPをご確認ください。 また、多摩川洪水浸水想定区域内にお住まいの方で、高齢の方、障害のある方など、自力での避難が困難な方は、現時点から警戒レベル4「避難指示」が発令されるまでの間、マイクロバスを運行して避難所へお連れします。①大丸地区会館、②第四文化センター、③第二文化センター、④押立ふれあい会館のいずれか近い場所に集合して下さい。そこから総合体育館など高台にある避難所にお連れします。同伴者は1名までの乗車とするようご協力をお願いします。なお、バスでの移動はピストン運行となりますので、出発までお待ちいただくことをご了承ください。 急激な気象状況の変化によりバスを運行できない場合があります。運行状況等のお問い合わせは稲城市役所（042-378-2111）までご連絡ください。</p>

表題	警戒レベル4 避難指示を発令
本文	<p>多摩川氾濫のおそれ高い、全員避難</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立地区全域</p> <p>行動要請：指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 対象区域や指定避難所は、稲城市HPをご確認ください。</p>
表題	警戒レベル5 緊急安全確保を発令
本文	<p>多摩川が氾濫、直ちに安全確保！</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：矢野口、東長沼、大丸地区の一部及び押立地区全域</p> <p>行動要請：自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高いところに移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p>

(2) 避難情報の伝達内容（三沢川）

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

① <避難情報の伝達文の例・防災行政無線>

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例	
<p>■緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。</p> <p>■こちらは、稲城市です。</p> <p>■三沢川が増水し氾濫するおそれがあるため、矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>■浸水予想区域にいるお年寄りの方、体の不自由な方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難を開始してください。</p> <p>■それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。</p> <p>■特に川沿いにお住まいの方は、危険と感じたら自主的に避難してください。</p>	

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示。
- こちらは、稲城市です。
- 三沢川が増水し氾濫するおそれが高まったため、矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 浸水予想区域にいる方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- 指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保。
- こちらは、稲城市です。
- ○○地区の三沢川の水位が堤防を越え氾濫したため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

※ 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

② <避難情報の伝達文の例・稲城市メール配信サービス>

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

表題	【稲城市避難情報】警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました
本文	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三沢川が増水し氾濫するおそれがあるため、矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■ 浸水予想区域にいるお年寄りの方、体の不自由な方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難を開始してください。 ■ それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難してください。 ■ 特に川沿いにお住まいの方は、危険と感じたら自主的に避難してください。 <p>※ 対象区域や指定避難所は、次のURLからご確認ください。 https://www.city.inagi.tokyo.jp/iza/bousai/fuusuigai/hinanzyo/</p>

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル4「避難指示」を発令しました
本文	<p>■三沢川が増水し氾濫するおそれが高まったため、矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>■浸水予想区域にいる方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>■指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p> <p>※ 対象区域や指定避難所は、次のURLからご確認ください。 https://www.city.inagi.tokyo.jp/iza/bousai/fuusuigai/hinanzyo/</p>

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例	
表題	【稲城市避難情報】警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました
本文	<p>■〇〇地区の三沢川の水位が堤防を越え氾濫したため、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p>

③ <避難情報の伝達文の例 緊急速報メール>

緊急速報メール送信できる文字数の上限（全角、半角の区別なし）	
N T T ド コ モ	表題15文字、本文500文字（改行は2文字と扱う）
K D D I (a u)	表題15文字、本文200文字（改行は1文字と扱う）
ソ フ ト バ ン ク	表題15文字、本文200文字（改行は2文字と扱う）
楽 天 モ バ イ ル	表題15文字、本文500文字（改行は1文字と扱う）

【伝達文の例】

表題	警戒レベル3 高齢者等避難を発令
本文	<p>三沢川氾濫のおそれあり、高齢者等は避難</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部</p> <p>行動要請：お年寄りや体の不自由な方やその支援者など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください それ以外の方も危険と感じたら自主的に避難してください 対象区域や指定避難所は、稲城市HPをご確認ください</p>

表題	警戒レベル4 避難指示を発令
本文	<p>三沢川氾濫のおそれ高い、全員避難</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部</p> <p>行動要請：指定避難所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください 指定避難所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください 対象区域や指定避難所は、稲城市HPをご確認ください</p>

表題	警戒レベル5 緊急安全確保を発令
本文	<p>三沢川が氾濫、直ちに安全確保！</p> <p>稲城市から発令 発令時刻：●●月●●日●●時●●分 対象区域：矢野口、東長沼、百村、坂浜、長峰、向陽台、若葉台地区の一部</p> <p>行動要請：自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高いところに移動するなど、直ちに身の安全を確保してください</p>

(3) 居住者等に自らの判断による避難を促す防災気象情報等の提供

① 水位情報等の入手方法

川の防災情報	パソコン	http://www.river.go.jp/
	スマートフォン	http://www.river.go.jp/s/
	X R A I N 【拡大試行版】	http://www.river.go.jp/x/
N H K データ放送	水位観測所の水位状況の入手が可能（多摩川石原観測所）	
民間サイト	Yahoo!天気・災害関連メニュー	

② 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省では、平成 29 年 5 月 1 日から、国が管理する洪水予報河川の「氾濫危険情報（レベル 4）」及び「洪水発生情報（レベル 5）」の発表に併せ、緊急速報メールを配信する。

段階	配信する情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
② - I	河川氾濫が発生した情報（※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
② - II	河川氾濫が発生した情報（※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報）	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

ア 河川氾濫のおそれ配信例

件名	河川氾濫のおそれ
本文	<p>〇〇川の〇〇（〇〇市〇〇）付近で水位が上昇し、避難指示の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。</p> <p>防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。（国土交通省）</p>

イ 河川氾濫発生（河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

件名	河川氾濫発生
本文	<p>〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。</p> <p>防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。（国土交通省）</p>

ウ 河川氾濫発生（堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している時）

件名	河川氾濫発生
本文	<p>〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。</p> <p>防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。</p> <p>本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。（国土交通省）</p>

(4) 庁内の部署への伝達

各部長及び調整担当課長に連絡。指定避難所施設管理者、指定避難所開設、広報車両出動など。

- ① 稲城市メール配信サービスによる送信
- ② 庁内放送及び公開羅針盤
- ③ 電話又はタブレット端末

(5) 避難情報の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

- ① 住民等への伝達
 - ア 防災行政無線（同報系）
 - イ 広報車・消防車両・消防団
 - ウ 緊急速報メール
 - エ 稲城市メール配信サービス
 - オ 稲城市公式 X（エックス）
 - カ 稲城市公式ホームページ
 - キ 自主防災組織への電話連絡

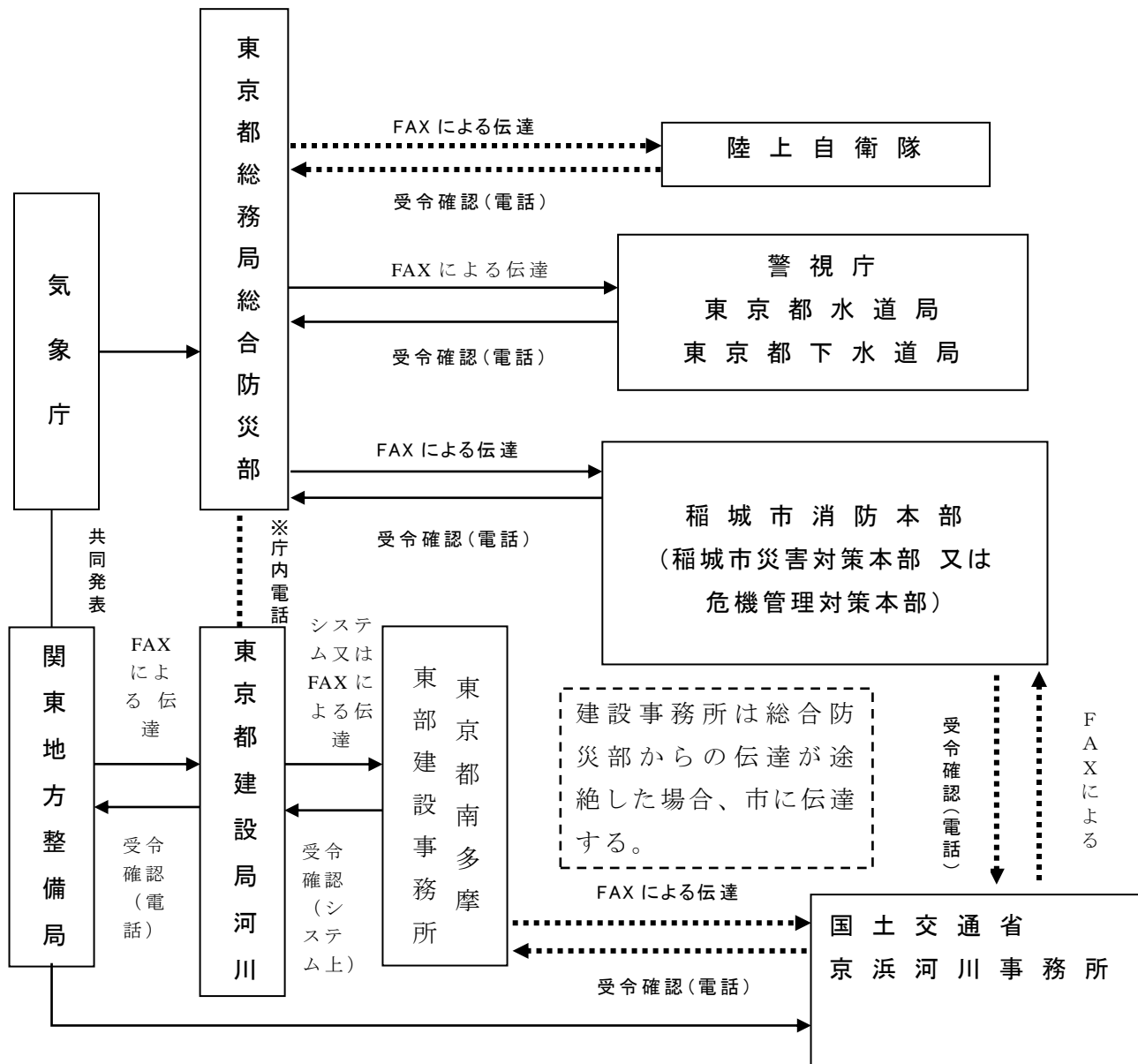
- ② 避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達
- ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設・・・電話等
 - イ 避難行動要支援者や要配慮者の避難所となる施設・・・電話等
 - ウ 自治会、自主防災組織、民生委員等
- ③ 防災関係機関への伝達
- ア 東京都総合防災部防災対策課・・・FAX 03-5388-1260
電話 03-5388-2456
 - イ 多摩中央警察署警備課・・・・・・・FAX 375-2320 電話 375-0110
(内線 4600)
 - ウ 消防団（本団・分団長）・・・・・・・無線、FAX、電話、メール
 - エ 東京都建設局南多摩東部建設事務所工事課・・・FAX 042-720-6563
電話 042-720-8641
 - オ 京浜河川事務所多摩出張所・・・・・・・FAX377-3552 電話 377-7403
 - カ 陸上自衛隊練馬駐屯地 第1 後方支援連隊・・・電話 03-3933-1161
 - キ JR 東日本稲城長沼駅・・・・・・・電話 379-2008
 - ク 気象庁東京管区气象台

優先 順位	照会可能時間	連絡先
1	24時間運用	気象庁大気海洋部 予報課予報現業
		気象庁地震火山部 地震現業
		気象庁地震火山部 火山現業
2	官庁執務日 8:30～17:15	地域防災対応支援チーム (あなたの町の予報官)

※ アナウンスによりそれぞれの現業へ案内される。

- ④ 報道機関への伝達
- ア 報道機関への情報提供（Lアラートによる）
 - イ 多摩テレビ・・・FAX 339-5572
電話 339-5454

洪水予報伝達系統図



—— 基本系: 情報伝達の第1系統

..... 補助系: 確実な伝達を図るための第2系統

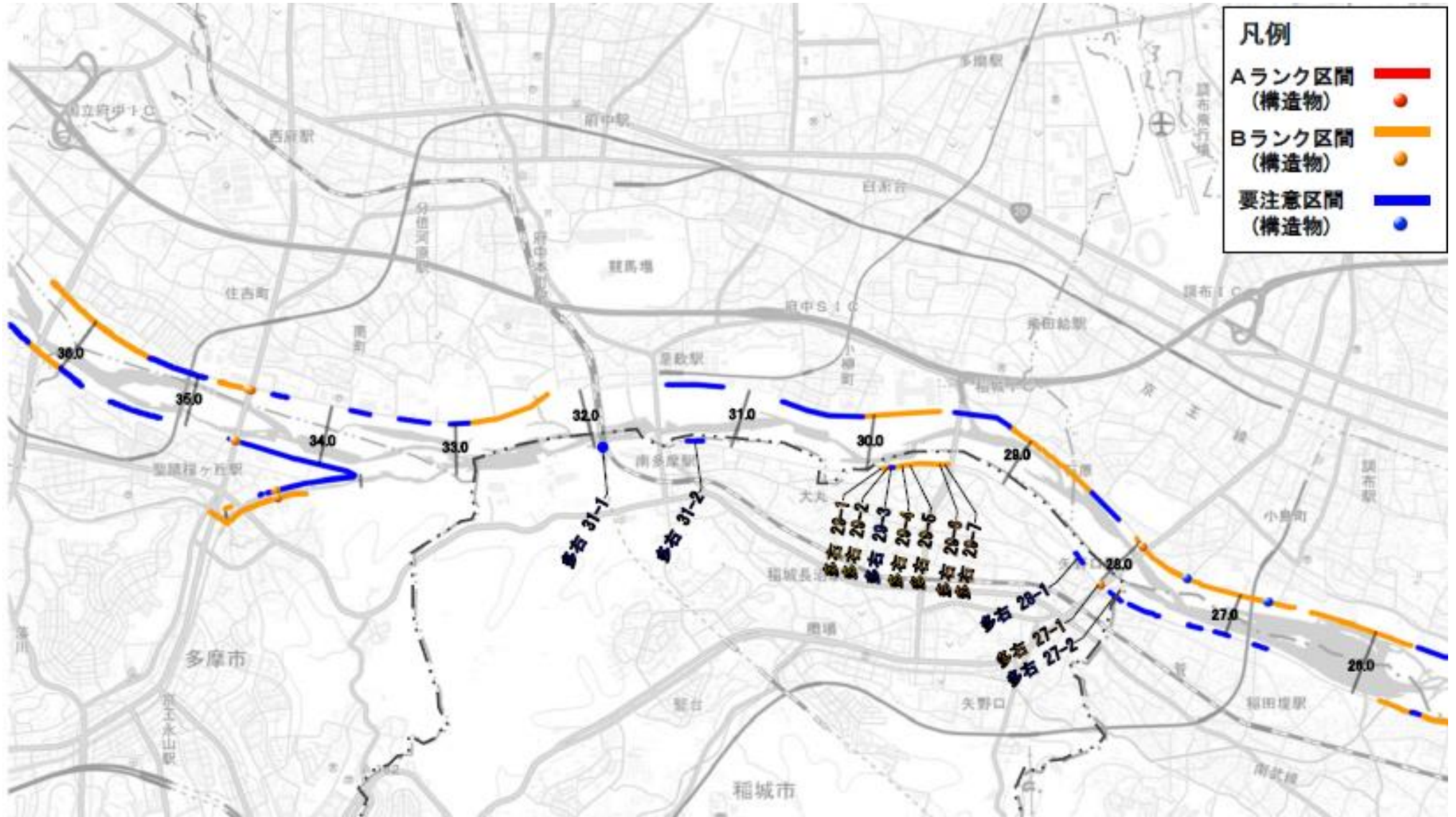
※洪水予報は、気象庁から報道機関、市を通じて市民にも伝達

多摩川重要水防箇所一覧表（令和6年度）

図面 対象 番号	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 なる 理由	想 定 さ れ る 水 防 工 法
	種 別	階 級		地 先 名	杆 杭 位 置 (km)			
多右 31-2	旧川跡	要注	右	稲城市大丸	31.2+120m 31.2+10m	110.9	旧川跡	釜段工 法
多右 29-1	水衝部	B	右	稲城市押立	29.8+100m 29.8+47m	57.5	堤防前面の洗 堀のおそれが ある箇所	木流し
多右 29-2	水衝部 旧川跡	B 要注	右	稲城市押立	29.8+47m 29.8+40m	7.6	堤防前面の洗 堀のおそれが ある箇所 旧川跡	木流し 釜段工 法
多右 29-3	旧川跡	要注	右	稲城市押立	29.8+40m 29.8+25m	15.6	旧川跡	釜段工 法
多右 29-4	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	右	稲城市押立	29.8+25m 29.6+147m	78.9	計算水位と現 況堤防高の差 が余裕高未満 旧川跡	積み土 のう 釜段工 法
多右 29-5	越水 (溢水)	B	右	稲城市押立	29.6+147m 29.4+87m	254.1	計算水位と現 況堤防高の差 が余裕高未満	積み土の う
多右 29-6	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	右	稲城市押立	29.4+87m 29.4+37m	49.9	計算水位と現 況堤防高の差 が余裕高未満 旧川跡	積み土の う 釜段工 法
多右 29-7	越水 (溢水)	B	右	稲城市押立	29.4+38m 29.4+25m	12.0	計算水位と現 況堤防高の差 が余裕高未満	積み土の う
多右 28-1	旧川跡	要注	右	稲城市押立	28.2+70m 28.0+184m	86.0	旧川跡	釜段工 法
多右 27-2	旧川跡	要注	右	稲城市矢野口	27.8+94m 27.8+25m	69.2	旧川跡	釜段工 法

(京浜河川事務所管轄)

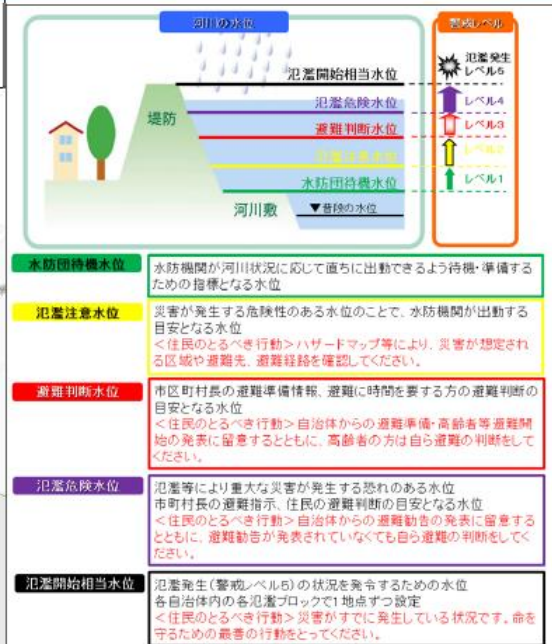
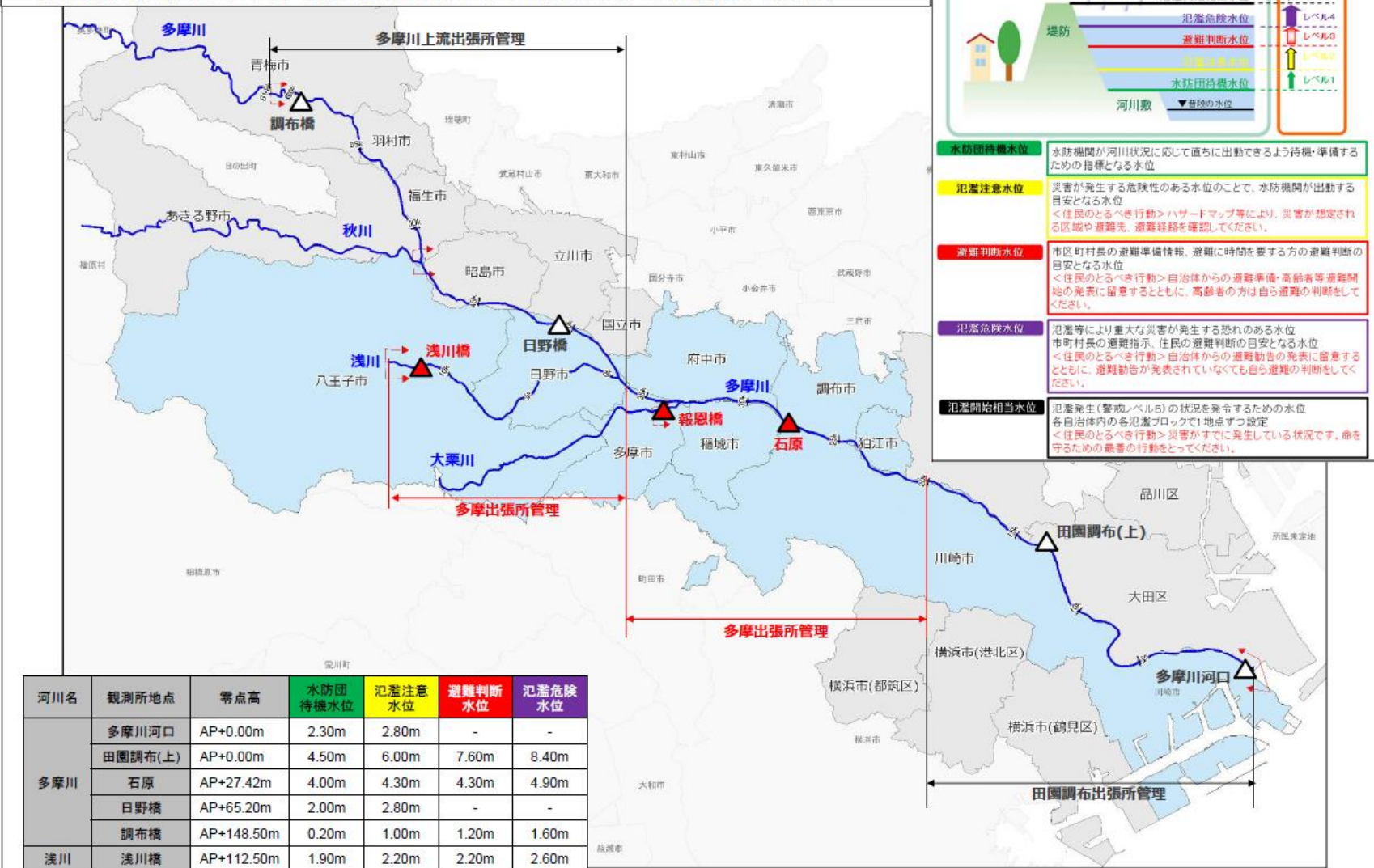
多摩川重要水防箇所(京浜河川事務所より資料提供)



基準水位設定概要図（多摩出張所管理）

○基準水位とは

- 洪水時において、予め定められた水位観測所における水位観測所「基準水位観測所」について、災害発生危険度に応じた基準水位のことで、それぞれの水位に応じて、右に示したとるべき行動をしてください。

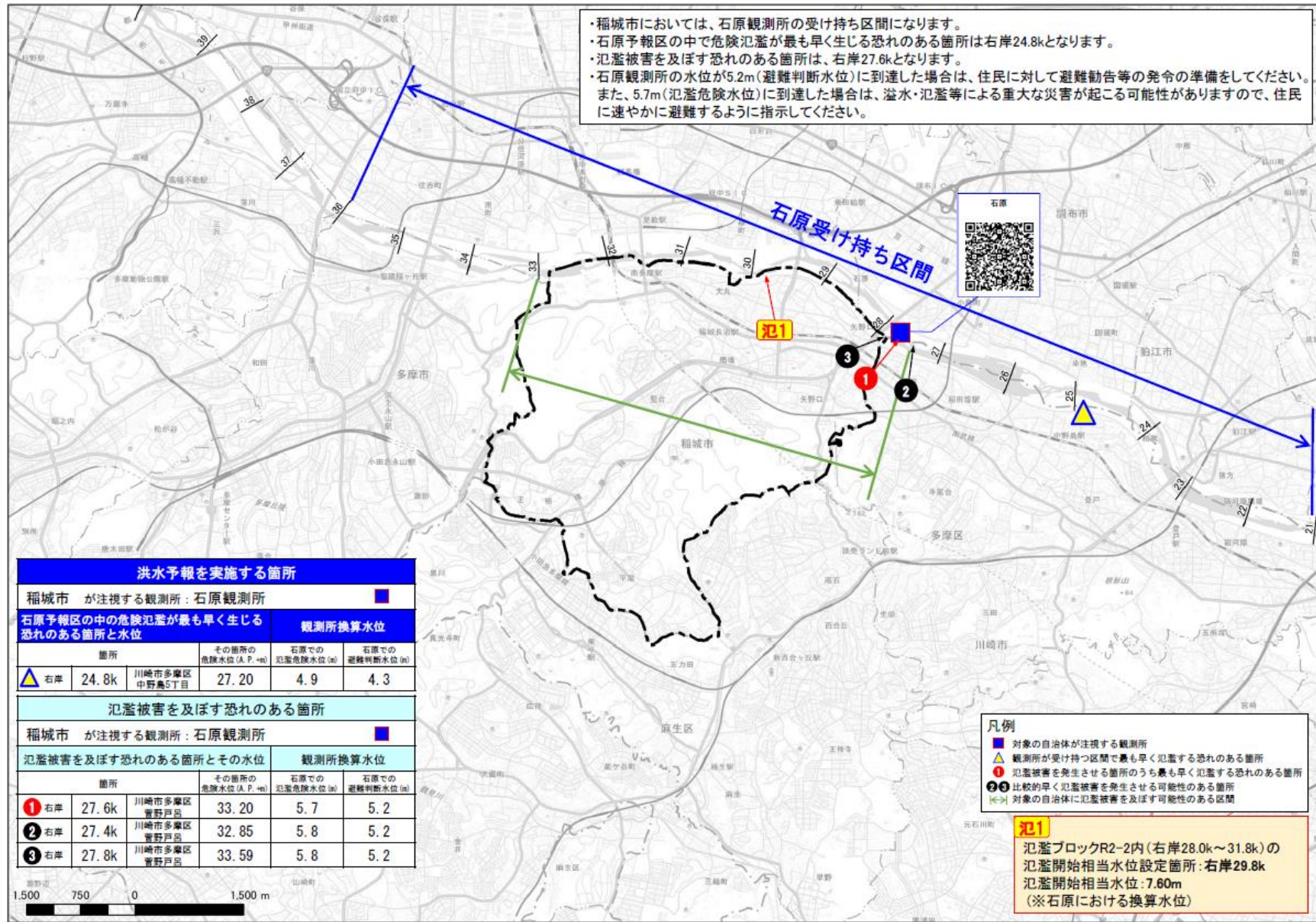


- 水防団待機水位** 水防機関が河川状況に応じて直ちに行動できるよう待機・準備するための指標となる水位
- 汎濫注意水位** 災害が発生する危険性のある水位のことで、水防機関が行動する目安となる水位
 <住民のとるべき行動> ハザードマップ等により、災害が想定される区域や避難先、避難経路を確認してください。
- 避難判断水位** 市区町村長の避難準備情報、避難に時間を要する方の避難判断の目安となる水位
 <住民のとるべき行動> 自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発表に留意するとともに、高齢者の方は自ら避難の判断をしてください。
- 汎濫危険水位** 汎濫等により重大な災害が発生する恐れのある水位
 市町村長の避難指示、住民の避難判断の目安となる水位
 <住民のとるべき行動> 自治体からの避難勧告の発表に留意するとともに、避難勧告が発表されていなくても自ら避難の判断をしてください。
- 汎濫開始相当水位** 汎濫発生(警戒レベル5)の状況を発令するための水位
 各自治体内の各汎濫ブロックで1地点ずつ設定
 <住民のとるべき行動> 災害がすでに発生している状況です。命を守るための最善の行動をとってください。

河川名	観測所地点	零点高	水防団待機水位	汎濫注意水位	避難判断水位	汎濫危険水位
多摩川	多摩川河口	AP+0.00m	2.30m	2.80m	-	-
	田園調布(上)	AP+0.00m	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m
	石原	AP+27.42m	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m
	日野橋	AP+65.20m	2.00m	2.80m	-	-
	調布橋	AP+148.50m	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m
浅川	浅川橋	AP+112.50m	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m
大栗川	報恩橋	AP+47.00m	1.30m	2.00m	2.00m	2.50m

多摩川 自治体別危険箇所設定状況図 (稲城市)

・稲城市においては、石原観測所の受け持ち区間になります。
 ・石原予報区の中で危険氾濫が最も早く生じる恐れのある箇所は右岸24.8kとなります。
 ・氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所は、右岸27.6kとなります。
 ・石原観測所の水位が5.2m(避難判断水位)に到達した場合は、住民に対して避難勧告等の発令の準備をしてください。
 また、5.7m(氾濫危険水位)に到達した場合は、溢水・氾濫等による重大な災害が起こる可能性がありますので、住民に速やかに避難するように指示してください。



洪水予報を実施する箇所

稲城市 が注視する観測所：石原観測所

石原予報区の中の危険氾濫が最も早く生じる恐れのある箇所と水位

箇所	その箇所の危険水位 (A.P. +m)	石原での氾濫危険水位 (m)	石原での避難判断水位 (m)
▲ 右岸 24.8k 川崎市多摩区中野島5丁目	27.20	4.9	4.3

氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所

稲城市 が注視する観測所：石原観測所

氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所とその水位

箇所	その箇所の危険水位 (A.P. +m)	石原での氾濫危険水位 (m)	石原での避難判断水位 (m)
① 右岸 27.6k 川崎市多摩区菅野戸呂	33.20	5.7	5.2
② 右岸 27.4k 川崎市多摩区菅野戸呂	32.85	5.8	5.2
③ 右岸 27.8k 川崎市多摩区菅野戸呂	33.59	5.8	5.2

- 凡例**
- 対象の自治体が注視する観測所
 - ▲ 観測所が受け持つ区間で最も早く氾濫する恐れのある箇所
 - ① 氾濫被害を発生させる箇所のうち最も早く氾濫する恐れのある箇所
 - ②③ 比較的早く氾濫被害を発生させる可能性のある箇所
 - 対象の自治体に氾濫被害を及ぼす可能性のある区間

氾1
 氾濫ブロックR2-2内(右岸28.0k~31.8k)の
 氾濫開始相当水位設定箇所：右岸29.8k
 氾濫開始相当水位：7.60m
 (※石原における換算水位)